

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

日付：2005 年 1 月 28 日

提出元：イー・アクセス株式会社¹

題名：JJ100.01 第 3 版における計算結果について

本寄書では、本寄書作成時点で既に JJ100.01 第 3 版で計算された結果に対して、下表にて当社の考え方をまとめた。

分類（確認済み伝送システム）		考え方	
特例措置なし	計算結果変更なし	考慮する必要なし	
	計算結果変更あり	距離延長	第 3 版における計算結果からの差異は、250m であり、影響が新たに発生するとは考えられないため、第 3 版計算結果を適用することで良い。
		距離短縮/限界線路長が新たに発生	以下の理由により、第 2 版での算定結果を担保し、収容ルールは従来通りとする。 ・ユーザ保護及び事業者の運用に影響を生じさせないために、標準改定時において継続性及び整合性は、考慮しなければいけない重要な観点の一つである。 (既に当社寄書でも何回か述べている)
特例措置あり	長延化を目的にしたシステム		長距離ユーザ向けに提供されてきた伝送システムについては、長距離ユーザを救済する為とした主旨を引き続き尊重し、特例措置（緩和値をもうける）を継続することで良い。
	暫定措置あり	計算結果：距離延長	上り拡張システムは導入開始後、既に 6 ヶ月近く経過するが、実フィールド上で問題等発生していない認識のため、第 3 版計算結果とおりの適用で良い。 (EU64 が下り OL と組合せの場合、下り OL の延長にともないプラス 250m)
		計算結果：変更なし	上り拡張システムは導入開始後、既に 6 ヶ月近く経過するが、実フィールド上で問題等発生していない認識のため、第 3 版計算結果とおりの適用で良い。
		計算結果：距離短縮	上り拡張システムは導入開始後、既に 6 ヶ月近く経過するが、実フィールド上で問題等発生していない認識のため、第 3 版計算結果とおりの適用で良い。 (なお、EU64、EUs96、EUs112 は、250m の短縮となっている。)
	事後措置含む		(G.992.1AnnexA (sOL) クラス A 仕様が該当するが、採用事業者の意見を尊重したい)
	導入が限定的		特例として利用制限を行わないことを継続することで良い。

暫定措置を決めた際の基準（下り 4Mbps 確保マイナス 500m）については、1.1Mbps 以下のスペクトル適合性は計算によって確認する方法に立ち返り標準としての透明性を高めるため、第 3 版制定以降は採用しない。

以上

¹ イー・アクセス株式会社
渡辺芳治 園畑秀樹 南 健太郎 大橋 功